

タイにおける意匠出願制度概要

S&I International Bangkok Office

S&I International Bangkok Office は、1996 年日本国弁理士井口雅文氏によって開設。タイ国および東南アジアを中心として、海外の特許、小特許、意匠、商標の出願代行業務、特許・商標調査業務、知的財産に関する情報提供業務、知的財産侵害事案の対応等を行う。

1. タイの意匠制度の概観

(1) 法令、条約

タイでは現時点で独立した意匠法は規定されておらず、特許法 III 章に「意匠特許」として意匠制度が規定されている。この特許法は 1979 年（タイ仏暦 2522 年）に制定され、現在は 1999 年（タイ仏暦 2542 年）改正特許法が施行されている。また、タイが加盟する主な意匠に関する国際条約としては、WTO-TRIPs（1995 年）、パリ条約（2008 年）が挙げられる。2018 年 11 月現在、ハーグ協定への加盟が検討されている。

(2) 管轄政府機関

管轄政府機関は、商務省タイ知的財産局（DIP: Department of Intellectual Property, Ministry of Commerce）である。

2. タイ特許法における意匠出願の規定について

(1) タイ特許法における意匠出願の規定の概要

出願人は、所定の書面を整えて書類を提出（書面主義（59 条））する。DIP における審査（審査主義（61 条））において所定の要件を満たしたとされる意匠のみが特許となり、法上の保護をうけることができる。

(2) 意匠の登録要件（56 条、57 条等）

意匠の登録要件としては、タイ特許法 56 条に「工業、工芸のための新規な意匠に対して行われなければならない」と規定されている。

なお、新規性喪失の例外規定も規定されており（19条を準用する65条）、政府公認のタイ国内で開催された博覧会で展示した場合のみ、新規性喪失の例外規定の適用を認めている。（適用には、公開日から12か月以内に展示会情報を願書に記載して出願する必要がある。）

また、出願にかかる意匠は、58条に規定する不特許事由（(1)公序または良俗に反する意匠、(2)勅令に定められた意匠）に該当しないことも要求される。

（3）部分意匠制度について

現行タイ特許法に部分意匠に関する規定はないため、「部分意匠」としての登録を受けることはできない。しかし、該当部分が分離できる「部品」である場合には、意匠の図面に意匠権を主張する部分のみを記載し、それを部品の意匠として出願することができる。なお、実務上、日本における部分意匠に係る意匠出願に基づく優先権主張をすることも認められる場合がある。

（4）秘密意匠制度について

現行タイ特許法には日本におけるいわゆる秘密意匠に関する規定はないが、出願人が意匠の公開を遅らせたい場合は、特許マニュアル（“Patent Manual of Patent and Petty patent Revised in B.E2555 (2012)”／30ページ第1章）に従い、出願願書に「公開延期」の旨を記してDIPへ申請することができる。

（5）組物意匠制度について

現行タイ特許法には組物意匠に関する規則はなく、タイ特許法60条において「1の特許出願は、1の製品のみ用いられる1意匠に関するものでなければならない。」と規定されているとおり、複数の製品からなる意匠は、組物の意匠として出願できず、個別に出願する必要がある。

(6) 関連意匠について

現行タイ特許法には日本のような関連意匠に関する規定はないが、タイの現行の審査実務においては、所定要件下では同一出願人であれば互いに類似する意匠の登録が認められている。

(7) 出願公開制度について (61 条)

タイにおいては、方式審査を通過し、出願公開費用が納付された出願は出願公開され、90 日間第三者からの異議申立がなければ、登録要件に関する実体審査が行われる。なお、登録公報は発行されない。出願の公開時期は条文上には具体的に定められていないが、優先権証明書はタイでの出願公開前までに提出する必要がある。

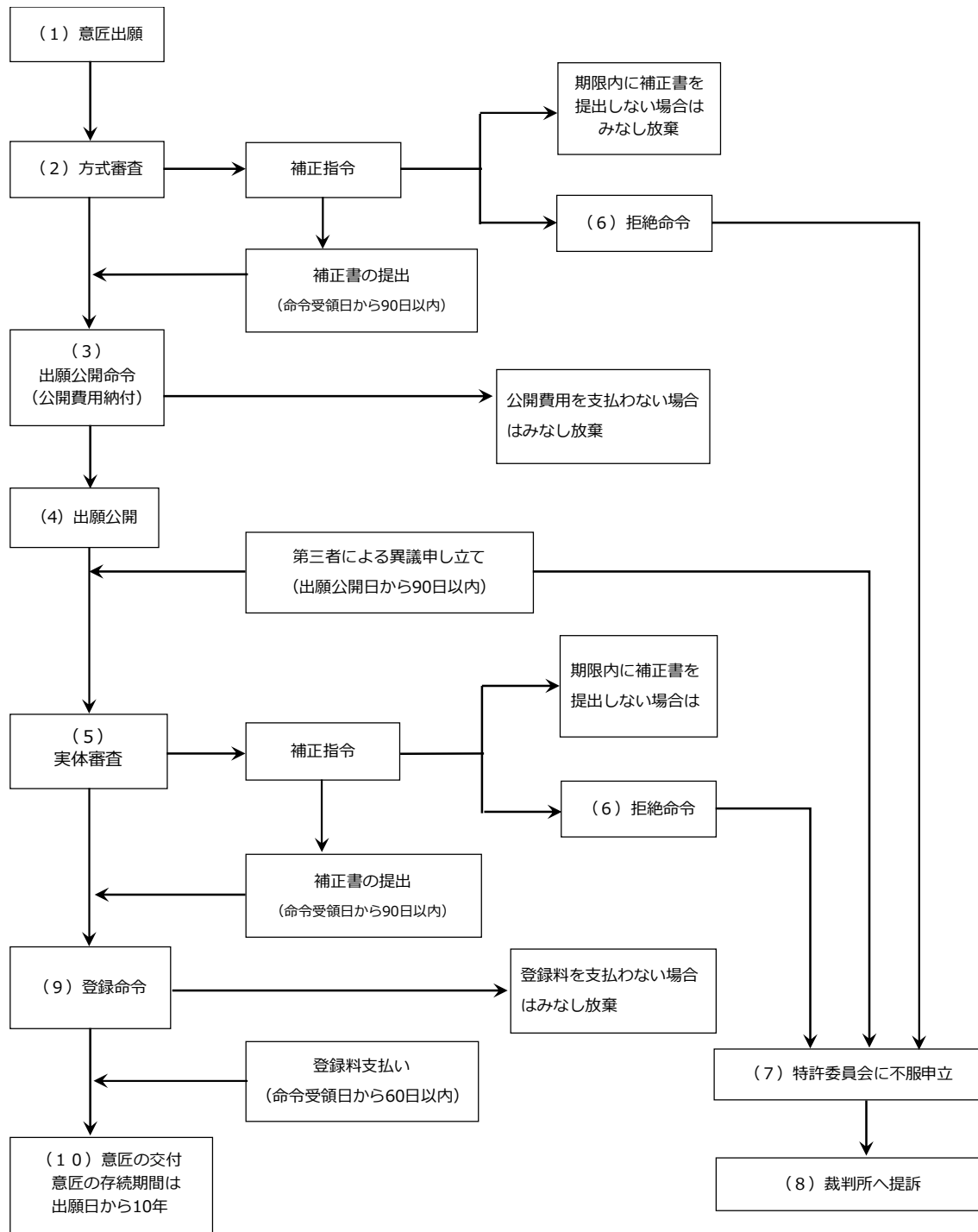
3. タイの意匠出願から登録までの流れ

フローチャート（次ページ）を参考に説明する。フローチャート中におけるカッコつき数字は下記の記述に対応する。

(1) 意匠出願

出願書類を調べて DIP へ提出する。

- 出願に必要な書類は、願書、意匠の図面もしくは写真（前面図、背面図、右側面図、左側面図、平面図、底面図、および意匠が立体的なものである場合には斜視図を提出する必要がある。なお、断面図等の参考図は提出不可）、請求の範囲（明瞭かつ簡潔な1項のクレームのみ記入可）、意匠の説明（任意、タイ語100文字以内）、さらに委任状や譲渡証（出願人が創作者と異なる場合）、優先権証明書（優先権主張する場合）である。
- タイに居所を有していない日本企業が出願するためには、タイの弁理士が出願行為を代理する必要がある、委任状が必要となる。また、委任状には原則として居所を有している国（または地域）での公証手続きが必要である。



(2) 方式審査

出願後、方式審査がなされる。

- 方式審査においては、提出書類の書式が正しいかといった一般的な方式的な要件および不特許事由（58条）について審査が行われる。

- 方式審査において拒絶されるべきと審査官が判断した場合、それに先立って補正指令 (amendment order) が発出される。
- 出願人は、補正指令が発出されてから 90 日以内 (ただし延長が可能) に応答する必要がある。この補正指令に対して応答しない場合、放棄とみなされる。

(3) 出願公開命令

方式審査を通過した出願は、公開命令が発出される。

- 出願人は、この公開命令受領後 60 日以内に公開手数料を支払う必要がある。支払わない場合、出願は放棄されたものとみなされる。

(4) 出願公開

出願人が出願公開費用を支払うと、出願が公開される。

- 第三者は、この出願公開後 90 日以内に異議申立をすることができる。なお、特許のような審査請求制度はない。

(5) 実体審査

出願後第三者からの異議申立がなかったか、あるいは最終的に異議申立が認められなかった意匠について、審査官が実体審査を行う。

- 出願意匠の登録要件について審査される。
- 審査の結果、拒絶されるべきと判断した場合、それに先立って補正指令 (amendment order) が発出される。出願人は、補正指令が発出されてから 90 日以内 (ただし延長が可能) に応答する必要がある。この補正指令に対して応答しない場合、放棄とみなされる。

(6) 拒絶命令

審査において拒絶されるべき (補正指令によっても治癒されない拒絶の事由がある等) と審査官が判断した場合、局長による拒絶命令が発出される。日本での拒絶査定に相当する。

(7) 特許委員会

拒絶命令に不服がある場合、特許委員会に不服申し立てをすることができる。特許委員会は日本でいうところの審判に相当する。

(8) 裁判所への提訴

特許委員会への不服申し立てによっても問題が解消されなければ、タイ国際取引および知的財産裁判所へ提訴することになる。裁判は三審制で、上級審として控訴審、最高裁がある。

(9) 登録命令

審査の結果、出願が登録されるべきものとされると局長による登録命令が発出される。出願人は登録命令受領から 60 日以内に登録料を支払う必要がある。登録料を支払わなかった場合、出願は放棄されたものとみなされる。

(10) 意匠登録証の発行

登録料の支払いにより意匠特許番号が付与され、意匠登録証が発行される。

4. 登録後

意匠の権利期間は出願日から 10 年であり、延長はできない。出願日を年金納付起算日として 5 年度から毎年、年金を支払う必要がある。ただし、登録になるまでは年金を支払う義務はなく、登録までに 4 年以上経過した場合は、登録費用納付日から 60 日以内に累積年金としてまとめて支払う。

第三者は意匠特許に瑕疵があると主張する場合には、意匠特許の無効をタイ国際取引および知的財産裁判所に提訴することが可能である。

5. その他

2018 年 11 月現在、ハーグ協定への加盟を見据え、審査期間の短縮化を狙ったタイ意匠制度改正の動きがある。

具体的には、特許法から独立した意匠法の創設、部分意匠制度の導入、権利期間を15年にする、登録公報の導入、公開日を出願から18か月とする、登録前異議申立制度の廃止、登録要件に創造性（creativity）を加える、などが現時点で検討されている。

■ソース

タイ特許法

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)